

# 屋外広告物

## ルールを守って 美しいまちづくり

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

くわしくは  
都市計画課  
都市計画係  
☎(21)5102

### 屋外広告物とは

屋外広告物法により、「常時または一定の期間を継続して屋外で公衆に表示されるもの」と規定されています。

ます。その主なものは、お店の看板やネオンサイン、誘導案内板、電柱広告、のぼり旗、ポスターなどで、表示する内容によっては、のれんやちようちんも該当します。



図：屋外広告物の表示例。

### 屋外広告物の表示ルール

屋外広告物は、私たちの日常生活に必要なさまざまな情報提供に広く利用されていますが、無秩序に表示されると景観を損ないかねません。また、適正な管理がされていないと、道路交通の安全を妨げたり、歩行者に危害を及ぼしたりすることがあります。

市では、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止の観点から、平成21年4月1日施行の日光市屋外広告物条例による規制を行っています。

### 禁止地域

自然景観や住環境の保全、道路・鉄道からの眺望の保全などのため、日光国立公園内や主要な道路、鉄道の沿道・沿線などは、原則として屋外広告物を表示できない禁止地域としています。

### 禁止物件と禁止広告物

信号機や道路標識などの交通関連施設、消火栓などの消防関連施設、橋りょうや道路上の柵などは、原則として屋外広告物を表示できない禁止物件となります。



また、著しく汚損したもや道路交通の安全を妨げるものなどは、禁止広告物に該当し、表示することができません。

### 屋外広告物を表示する(している)方へ

屋外広告物を表示する場合には、法令の規定により表示するものなど適用除外となる一部の広告物を除き、原則として市長の許可が必要になります。広告を表示する皆さんは、ルールを守り、良好な景観づくりにご協力をお願いします。

なお、地域ごとの具体的な設置基準や規制図は、都市計画課に備え付けの他、市ホームページにも掲載しています。

### ※自家用広告物とは

自己の氏名や名称、店名、商標、自己の事業・営業内容を表示するため、自己の住所(事業所、営業所、作業所)に表示する広告物のことを自家用広告物といいます。

同じ敷地内に表示した、すべての広告物の表示面積の合計が10m以内の場合、許可は不要となりますが、その規格は設置場所における許可基準に適合させる必要があります。



図：自家用広告物の表示例。

### よる用途地域

(例)自然保全型沿線地域における主な自家用広告物(※下段参照)の許可基準の概要。

- 敷地内広告板
  - 高さ：6m以下
  - 面積：1面当たり10㎡以内
  - 道路境界から1m以上後退
  - 敷地につき1基
  - 光源の点滅不可
- 壁面広告物
  - 高さ：2階の窓下以下かつ6m以下
  - 面積：1基当たり3㎡以内
  - 光源は白色系で点滅不可

### 景観保全型広告整備地区

禁止地域・許可地域にかかわらず、良好な景観を保全・形成する上で特に配慮すべき区域を景観保全型広告整備地区に指定しています。

市内では、市景観計画の重点区域である、日光地域の「世界遺産区域(東町、西町など)」を景観保全型広告整備地区に指定しています。広告物を表示する場合は、事前に市景観計画に掲げた行為の制限に基づき、市長の許可を得なければなりません。この地区内では、良好な街並み景観を演出するため、屋上広告板や屋

- (例)日光東町地区内の国道119号沿道における主な自家用広告物の許可基準の概要。
- 敷地内広告板
  - 高さ：6m以下
  - 面積：1面当たり3㎡以内
  - 道路境界から1m以上後退
  - 街並みや山並みに調和する落ち着きのある色合いや色調
  - できるだけ天然素材
  - 自然木などの場合を除き、おおむね方形
- 壁面広告物
  - 高さ：6m以下かつ軒高以下
  - 面積：1基当たり5㎡以内
  - 街並みや山並みに調和する落ち着きのある色合いや色調
  - できるだけ天然素材
  - 自然木などの場合を除き、おおむね方形
- 周囲に柵や縁取りなど
- 1敷地につき1基
- 光源の点滅不可
- 周囲に柵や縁取りなど
- 有効壁面につき1基
- 過度な照明は不可